年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認鹿児島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 8 件

国民年金関係 5件

厚生年金関係 3件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 7件

国民年金関係 5件

厚生年金関係 2件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 53 年 4 月から 54 年 3 月までの国民年金 保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂 正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和17年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和51年3月から52年3月まで

② 昭和53年4月から54年3月まで

私は、昭和51年に現住所に転入して、夫婦同時に国民年金に加入し、一緒に申立期間の国民年金保険料を市役所支所か銀行で納付してきたことを覚えている。一緒に納付した私の妻の国民年金保険料が納付済みとなっているのに、私だけが未納とされているのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間②については、申立人は、当該期間直前の昭和52年度の国民年金保険料を、昭和54年7月に過年度納付していることが確認でき、その時点では、申立期間は過年度納付が可能な期間である上、申立人は、申立期間直後の同年4月から60歳で国民年金の被保険者資格を喪失する平成14年3月までの期間、国民年金保険料をすべて納付していることが確認できることから、申立期間の国民年金保険料のみを未納のままにしておいたとは考えにくく、申立期間の国民年金保険料についても納付済みであったと考えるのが自然である。
- 2 一方、申立期間①については、申立人は、「昭和 51 年に夫婦同時に国民年金に加入し、一緒に国民年金保険料を納付してきた。」と主張しているが、その妻の国民年金手帳記号番号は、昭和 50 年 12 月に払い出されているのに対し、申立人の国民年金手帳記号番号は、54 年 3 月に払い出されている上、51 年 10 月及び同年 11 月については、申立人の妻の国民年金保険料も未納となっていることが確認でき、申立てには不自然さが見られる。

また、申立人は、昭和54年6月に国民年金の加入手続を行っていることが確認でき、その時点では、申立期間は時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、 昭和53年4月から54年3月までの国民年金保険料を納付していたものと 認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち昭和 40 年 10 月から 42 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められるとともに、54 年 3 月の国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和19年生

住 所: 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年2月から42年3月まで

② 昭和54年3月

私は、義理の母親から国民年金の大事さを諭され、20歳の時、市役所で 国民年金の加入手続を行い、その後は、私の夫と二人分の国民年金保険料 を市役所で納付してきた。まとめて郵便局などで納付したこともあったよ うに記憶しているので、申立期間が未納のはずはない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①のうち、昭和40年10月から42年3月までの期間については、 申立人の国民年金手帳が発行された42年12月の時点では、納付期限の時 効到来前であるとともに、その夫の国民年金保険料は納付済みとなってい ることが確認でき、「申立期間の夫婦二人分の国民年金保険料1万円くら いをまとめて納付した。」とする申立内容に不自然さは見られず、申立人 の国民年金保険料についても納付済みであったと考えるのが自然である。

また、申立期間②については、社会保険庁の国民年金被保険者台帳に、「54.3.30 マル付加入」の記載が確認できることから、申立人は、昭和 54年3月に付加年金に加入したものと推認できる上、その翌月の同年4月から厚生年金保険に加入した月の翌月の同年11月まで継続して付加保険料を含めて国民年金保険料を納付していることが確認できることから、申立人が、付加年金の加入手続を行った申立期間のみを未納のままにしておいたとは考え難い。

さらに、昭和54年10月及び同年11月の期間については、厚生年金保険加入期間と重複するため、当該期間の付加保険料を含む国民年金保険料は

過誤納金となり、申立期間②に充当されずに還付処理されていることが確認できることから、申立期間②の国民年金保険料は、付加保険料を含めて納付済みであったと考えるのが自然である。

2 一方、申立期間①のうち、昭和 39 年 2 月から 40 年 9 月までの期間については、42 年 12 月に申立人の国民年金手帳記号番号が払い出され、国民年金手帳が発行されていることが確認でき、その時点では、当該期間は、時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人が、当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す 関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに当該期間の国民年金保 険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、 昭和40年10月から42年3月までの国民年金保険料を納付していたものと 認められるとともに、54年3月の国民年金保険料については、付加保険料 を含めて納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 43 年 7 月から 44 年 7 月までの国民年金 保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂 正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和14年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年9月及び同年10月

② 昭和38年6月

③ 昭和39年1月から42年7月まで

④ 昭和42年12月から44年7月まで

⑤ 昭和45年3月から52年9月まで

申立期間については、集金に来ていた地域の係の人か市役所の人(いずれも男性)に国民年金保険料をすべて納付したはずである。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間④のうち、昭和 43 年7月から 44 年7月までの期間については、 申立人は、市の被保険者名簿により、その元夫が厚生年金保険適用事業所を 退職した日に合わせて、43 年7月に国民年金の被保険者資格を取得している ことが確認でき、国民年金の加入手続を行いながら、加入直後の国民年金保 険料を納付しないのは不自然である。

また、市の被保険者名簿では、国民年金被保険者資格の喪失届出日が、資格取得日より前の日になっていることが確認できる上、申立人は、「資格喪失の手続をした記憶が無い。」としており、申立人の納付記録が適切に管理されていなかったことが認められる。

2 一方、申立期間①、②及び③については、申立人の国民年金手帳記号は、 昭和43年11月に1回目が払い出されており、その時点では、申立期間①、 ②の全期間及び③の一部の期間は、時効により国民年金保険料が納付できな い期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかが わせる事情も見当たらない。 また、申立期間④のうち、昭和42年12月から43年6月までの期間については、申立人は、厚生年金保険加入者の配偶者であることから、国民年金の任意加入対象期間であり、43年7月に国民年金の資格を取得した時点では、さかのぼって国民年金保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

さらに、申立人の2つ目の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和 52 年5月の時点では、申立期間の大部分は、時効により国民年金保険料を納付できない期間である上、申立期間⑤の大部分については、国民年金の任意加入対象期間であるため、さかのぼって国民年金保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

加えて、申立人が、申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付についての記憶が明確でないため、国民年金保険料の納付状況等が不明である。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、 昭和43年7月から44年7月までの国民年金保険料を納付していたものと認 められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 49 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和12年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年1月から同年3月まで

ねんきん特別便によると、申立期間の国民年金保険料が未納となっているとのことであったが、私の性格から、納めるべきものはすべて納付してきたつもりであり、未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は3か月と短期間であるとともに、申立人は、昭和46年7月に国 民年金に任意加入して以降、申立期間及び57年1月を除き、国民年金保険料 をすべて納付しており、納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立期間前後の期間は、国民年金保険料が納付済みとなっている上、申立期間及びその前後の期間を通じて、申立人及びその夫の生活状況等に大きな変化は無かったものと推認されることから、申立期間の国民年金保険料のみが未納とされているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和24年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年1月から同年3月まで

申立期間当時は、各自が国民年金保険料を班長宅に持参しており、班長は、全員分が揃った段階で会長に納めていた。私の妻の分の国民年金保険料は納付済みとなっており、私のみが未納となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は3か月と短期間であるとともに、申立人は、国民年金加入期間について、申立期間及び昭和45年6月を除き、国民年金保険料をすべて納付している上、その妻についても、国民年金保険料をすべて納付しており、夫婦共に納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立期間前後の期間は、国民年金保険料が納付済みとなっている上、申立期間及びその前後の期間を通じて、申立人の生活状況等に大きな変化は無かったものと推認されることから、申立期間の国民年金保険料のみが未納とされているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年 金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立てに係る事業所における資格喪失日は、平成6年 10 月 30 日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、平成4年12月から5年9月までの期間については17万円、同年10月から6年9月までの期間については18万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和7年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年12月31日から6年10月30日まで 申立期間において勤務していたA社については、平成6年10月ごろに 倒産した。その際、厚生年金保険料が未納となっている期間が判明した が、社会保険事務所において、会社が社会保険料を納めていないことを 知らされ諦めていた。

しかし、当該期間については、給与明細等は保管していないものの、 事業主から厚生年金保険料を控除されていた記憶がある。

元同僚が年金記録の確認を申立てて、記録訂正されることになったので、私も当該元同僚と同様に、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人については、雇用保険の記録により、平成6年10月29日までA 社に勤務していたことが確認できるが、社会保険庁の記録では、4年12月 31日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失している。

一方、当該事業所については、社会保険庁の記録により、平成4年12月31日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなった旨の処理がその約2年後の6年12月8日に行われている上、4年12月31日以後に厚生年金保険の被保険者資格を取得した5名についても、申立人と同様に6年12月8日に厚生年金保険の加入記録が取消されている。

また、社会保険庁の記録により、平成4年12月31日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した申立人及び複数の元同僚については、5年10月及

び6年10月の算定記録の取消処理が行われているほか、元同僚の中には、4年12月31日以降の異なる日付で被保険者資格を喪失した旨の記録を4年12月31日にさかのぼって訂正されている者が多数存在しており、かつ、当該訂正処理前の記録から、同日において、同社が適用事業所としての要件を満たしていたと認められることから、当該適用事業所でなくなったとする処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成4年12月31日に 資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由は無く、当該喪失処理に係る 記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、雇 用保険の記録における離職日の翌日である6年10月30日であると認めら れる。

また、申立期間の標準報酬月額については、社会保険庁の訂正前の記録により、平成4年12月から5年9月までの期間については17万円、同年10月から6年9月までの期間については18万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立てに係る事業所における資格喪失日は、平成6年 10 月 30 日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、平成4年12月から5年9月までの期間については24万円、同年10月から6年9月までの期間については26万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和11年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申立期間: 平成4年12月31日から6年10月30日まで 申立期間において勤務していたA社については、平成6年10月ごろに 倒産した。その際、厚生年金保険料が未納となっている期間が判明した ため、当該期間については、国民年金に加入し、同保険料を納付した。

しかし、当該期間については、給与明細等は保管していないものの、 事業主から厚生年金保険料を控除されていた記憶がある。

元同僚が年金記録の確認を申立てて、記録訂正されることになったので、私も当該元同僚と同様に、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人については、雇用保険の記録により、平成6年10月29日までA 社に勤務していたことが確認できるが、社会保険庁の記録では、4年12月 31日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失している。

一方、当該事業所については、社会保険庁の記録により、平成4年12月31日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなった旨の処理がその約2年後の6年12月8日に行われている上、4年12月31日以後に厚生年金保険の被保険者資格を取得した5名についても、申立人と同様に6年12月8日に厚生年金保険の加入記録が取消されている。

また、社会保険庁の記録により、平成4年12月31日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した申立人及び複数の元同僚については、5年10月及び6年10月の算定記録の取消処理が行われているほか、元同僚の中には、

4年12月31日以降の異なる日付で被保険者資格を喪失した旨の記録を4年12月31日にさかのぼって訂正されている者が多数存在しており、かつ、当該訂正処理前の記録から、同日において、同社が適用事業所としての要件を満たしていたと認められることから、当該適用事業所でなくなったとする処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成4年12月31日に 資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由は無く、当該喪失処理に係る 記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、雇 用保険の記録における離職日の翌日である6年10月30日であると認めら れる。

また、申立期間の標準報酬月額については、社会保険庁の訂正前の記録により、平成4年12月から5年9月までの期間は24万円、同年10月から6年9月までの期間は26万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社(現在は、B社。以下同じ。)における資格喪失日に係る記録を昭和45年12月10日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務 を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和13年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 11 月 10 日から同年 12 月 10 日まで 私は、A社に、昭和 32 月 4 月の入社から平成 10 年 9 月の定年退職ま での約 42 年間、継続して勤務していたが、今回の「ねんきん特別便」に より、申立期間における加入漏れがあることが分かった。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の保管する人事記録及び同社からの回答書等により、申立人は継続して同社研究所及び同社に勤務し(昭和45年12月10日に同社研究所から同社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、昭和45年9月の社会保険事務所の記録から、7万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時の資格喪失届出書が残っていないことから不明としているものの、A社の保管する同社研究所に係る健康保険被保険者名簿において、申立人の同社研究所における資格喪失日が昭和45年12月10日と確認できることから、納付したと思われるとしているが、これを確認できる関連資料は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所

に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年4月から 42 年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和4年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から42年3月まで

昭和36年4月に国民年金制度発足時に夫婦で話し合い、私の夫が私の国 民年金の加入手続を行い、その後は国民年金保険料として、100円を近所 の集金人に、毎月、納付していたことを覚えているので、国民年金保険料 が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 42 年 4 月に国民年金に任意加入し、国民年金の被保険者資格を取得していることが確認できることから、社会保険庁の記録上、申立期間は国民年金の未加入期間であり、さかのぼって国民年金保険料を納付できない期間であったと考えられ、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連 資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納 付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年4月から 53 年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和27年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年4月から53年4月まで

申立期間については、私の母親が私と私の姉の国民年金の加入手続を行い、私と私の姉の国民年金保険料を納付組織を通じて町に納付してくれていたはずである。私の両親については申立期間の国民年金保険料が納付済みとなっており、私の母親が、娘である私たち姉妹の国民年金保険料を納付していなかったとは考えられない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和54年1月に払い出されていることが確認でき、その時点では、申立期間の一部は、時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立期間当時の納付組織ごとの納付記録台帳には、申立人の両親の 氏名は確認できるものの、申立人及びその姉の氏名は無く、「私の母親が納 付組織を通じて私と私の姉の国民年金保険料を納付してくれていた。」とす る申立てには不自然な点が見受けられる。

さらに、申立人の母親が、申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、申立人自身は申立期間に係る国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたとするその母親は、国民年金保険料の納付等についての記憶が明確でないため、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年4月から同年6月までの期間、37 年1月から同年2月までの期間、39 年2月から同年 10 月までの期間及び 43 年5月から同年 12 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和3年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から同年6月まで

: ② 昭和37年1月から同年2月

: ③ 昭和39年2月から同年10月まで

: ④ 昭和43年5月から同年12月まで

昭和36年4月以降、私が会社を辞めた都度、短期間ではあったが、私の妻が、町役場で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を集落の集金人に納付していた。その集金人は亡くなり、家の立替の際、家計簿も処分してしまい、証明することはできないが、申立期間の国民年金保険料を納付していたことは間違いない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和46年6月に払い出されており、申立人は、同年4月にさかのぼって国民年金の被保険者資格を取得していることが確認でき、その時点では、申立期間は、時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、社会保険事務所の国民年金被保険者台帳及び町の国民年金被保険者 名簿の昭和46年3月の欄に「この月まで不要」と記載されていることが確認 できることから、申立期間は国民年金の未加入期間であったと推認され、申 立人は、国民年金保険料を納付することができなかったものと考えられる。

さらに、申立人は、「昭和36年4月ごろ、私の妻が私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納めていた。」と主張しているが、その妻につ

いても、昭和 36 年 4 月から 37 年 12 月までの期間は国民年金の未加入期間であることが確認できる。

加えて、申立人及びその妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに申立期間の国民 年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 41 年 11 月から 50 年 1 月までの期間及び 50 年 3 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和12年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年11月から50年1月まで

② 昭和50年3月

私は、昭和 50 年3月ごろ、市役所で国民年金の加入手続を行い、その際、窓口で年金受給に必要な国民年金保険料の納付年数を教示してもらい、3年から5年分くらいの国民年金保険料を付加保険料も併せて一括してその窓口で納付した。納付金額については、はっきり覚えていないが、国民年金保険料の納付に当たっては、私の夫(当時)に同行してもらったことを覚えているので、未納のはずはない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 52 年 11 月に払い出されていることが確認でき、その時点では、申立期間は、時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人が、申立期間の国民年金保険料を市役所の窓口で一括して納付したとする昭和50年3月当時、申立人は当該市に居住していなかったことが確認できるとともに、申立人は、54年10月に、当該市において、36年4月から38年9月までの国民年金保険料を特例納付していることが確認できることから、申立人は、国民年金保険料の納付時期及び納付期間を誤認している可能性がうかがわれる。

さらに、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを 示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに申立期間の国民年金保 険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 3 月から 51 年 8 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和27年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年3月から51年8月まで

私は、昭和50年6月に婚姻をした際に、市役所で国民年金の加入手続を し、私の夫の給料日に国民年金保険料を納付してきた。申立期間の国民年 金保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和51年6月に払い出されており、申立人は、同年9月に国民年金に任意加入していることが確認できることから、申立期間は、国民年金の未加入期間であり、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付することができなかったものと考えられ、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連 資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を 納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和12年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年6月1日から同年12月ごろまで

② 昭和50年3月から51年4月1日まで

③ 昭和51年5月16日から52年4月まで

申立期間①におけるA社については、公共職業安定所の紹介により、現場監督の補助など技術員として半年間ぐらい勤務したが、厚生年金保険の加入記録が無い。また、申立期間②及び③におけるB社については、昭和50年の同社設立時から技術者として2年余り勤務したが、厚生年金保険の加入期間は1か月半のみとなっているのはおかしい。

私は、両事業所とも正社員として勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、A社(現在は、C社。)の保管する失業保険被保険者資格喪失確認通知書により、申立人が昭和38年8月12日まで同社に勤務していたことが確認できる上、元同僚の証言により、申立人が申立期間当時、同社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、当該元同僚から聴取したところ、当該事業所においては 入社後数か月の試用期間の後、厚生年金保険に加入させていた旨の回答を 得ているが、他の元同僚2名から聴取したものの、申立人に係る厚生年金 保険の資格取得及び同保険料の控除に係る事実を確認できる関連資料、証 言等を得ることはできなかった。

また、当該事業所に照会したところ、申立期間当時の関係書類は当該通知書以外には保存しておらず、当時の事情を知る社員もいない旨の回答を得ており、申立ての事実を確認できる関連資料、証言等を得ることはできなかった。

さらに、社会保険事務所の保管する当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により、申立期間について、申立人に係る加入記録は無く、整理番号に欠番も見られないことから、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

申立期間②及び③については、B社の元同僚2名から聴取したものの、同社は経営状態が悪かったということ以外に、申立てに係る事実を確認できる関連資料、証言等を得ることはできなかった上、同社は既に全喪しており、元事業主も連絡が取れないことから、申立てに係る事実を確認できる関連資料、証言等を得ることができない。

また、社会保険事務所の保管する当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により、申立期間について、申立人に係る加入記録は無く、整理番号に欠番も見られないことから、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

さらに、申立人については、社会保険庁の記録により、申立期間②及び ③について、国民年金に加入し、同保険料の納付済み期間であることが確 認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、 申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事 業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和25年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和55年9月28日から同年11月6日まで

② 昭和57年8月17日から同年9月29日まで

申立期間①における船舶所有者AのB丸及び同②における船舶所有者 CのD丸に乗船していた期間について、船員保険の記録が欠落している と思われるので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、B丸の船舶所有者Aに照会等したところ、申立 人についての記憶は無く、船員保険関係の手続きは亡き妻が行っていたが、 申立期間当時の社会保険関係資料は廃棄処分しているとして、申立てに係 る事実を確認できる関連資料、証言等を得ることができなかった。

また、社会保険事務所から、船舶所有者AのB丸については船員保険の適用が無く、同保険の適用のある船舶所有者AのE丸についても、申立人に係る記録が確認できない旨の回答を得ている。

申立期間②については、社会保険庁の記録により、D丸の船舶所有者C に係る記録が確認できず、連絡先が不明なため、申立てに係る事実を確認 できる関連資料、証言等を得ることができない。

また、社会保険事務所から、船舶所有者CのD丸については、申立期間前の昭和55年12月1日に全喪している上、申立人に係る記録が確認できない旨の回答を得ている。

さらに、申立人は、船舶所有者AのB丸及び船舶所有者CのD丸における同僚名を記憶していないことから、申立てに係る事実を確認できる関連資料、証言等を得ることができない。

加えて、申立人から聴取したところ、申立期間①及び②について、船員保険料を事業主により給与から控除された記憶が無いとしている。

このほか、申立人の申立期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。